

神栖市防災士協議会規約

(基本理念)

第1条 地域社会に密着した防災士としての意識と誇りを持ち、常に自己研鑽に励み、自主的かつ能動的に行動出来る「市民に寄りそった防災士」であることを理念とする。

(名 称)

第2条 この会は、神栖市防災士協議会（以下「本会」という。）とする。

(目 的)

第3条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 防災士自身の防災・減災能力の向上
- (2) 防災士間の地区を越えた協力関係の構築
- (3) 防災士・行政・専門機関との情報ネットワークづくり
- (4) 市全体の防災・減災能力の向上

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災士としてのスキルアップに関する事業
- (2) 会員相互の交流および情報交換に関する事業
- (3) 市民への防災意識の啓発活動事業
- (4) 市や自主防災組織等が行う訓練への支援事業
- (5) 自主防災組織未結成地区に対する結成支援事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織および会員)

第5条 本会は、「日本防災士機構」により認証された防災士の資格を有し、神栖市内に在住、在勤、在学する者で、本会の目的に賛同する会員によって組織する。

(入会および退会)

第6条 本会の活動趣旨に賛同し、入会を希望する防災士は神栖市防災士協議会入会申込書（様式第1号）を事務局に提出すること。

2 本会の退会を希望する者は、神栖市防災士協議会退会届（様式第2号）を事務局に提出すること。また、会員が次の事項のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡した場合
- (2) 本人が神栖市外に転出し又は転勤したとき

(役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 在任期間中に欠員が生じ新たに選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第8条 本会の役員は役員会において選出し、総会において承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し会務全体を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長不在時においては、その職務を代理する。

3 理事は、会の運営に係わることを審議する。

(会 議)

第10条 本会の会議は、総会および役員会とする。

2 総会は、通常総会を年1回開催する。

3 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。

4 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

5 会議の議決は出席者の過半数をもって決定する。

(総会の議事)

第11条 総会は、以下の事項を付議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (3) 役員改選に関する事。
- (4) その他必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成し、本会の運営上必要な事項を審議するものとする。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局の所在)

第14条 本会の事務局は、神栖市防災安全課に置く。

(雑 則)

第15条 この規約に定めることのほか、本会の運営に関して必要な事項は、役員会に諮って会長が定める。

(附 則)

この規約は、令和3年5月30日から施行する。

(附 則)

この規約は、令和7年5月18日から施行する。

神栖市防災士協議会入会申込書

フリガナ	
氏 名	
住 所	〒 —
電話番号	固定 ☎ _____ 携帯 ☎ _____
メールアドレス	
勤務（修学）先	名 称 _____ 所在地 _____
地 区	
防災士登録No.	

私は、神栖市防災士協議会に入会したいので、申し込みます。
なお、本申込書で得た個人情報については、本会員及び地区への開示や会員名簿の作成、本会との連絡網として利用することに同意いたします。

年 月 日

申 込 者 _____ (署名)

神栖市防災士協議会退会届

フリガナ	
氏 名	
住 所	〒 ー
退会理由	☐神栖市から転出 ☐神栖市から転勤 ☐その他
防災士登録No.	

年 月 日をもって退会したいので、届け出ます。

年 月 日

届 出 者 _____ (署名)